平成２２年（フ）第４２０号
兵庫県加古川市別府町別府833―１―708、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町西河原34番地グランプレステージ加古川603号
債務者　藤田　和美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４３１号
兵庫県姫路市青山西２丁目26番14―104号グリーンビュー
債務者　仲代冨美枝こと高田冨美枝こと　玉春姫
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４７０号
兵庫県姫路市青山南２丁目９番２―208号県営青山第一住宅２号棟
債務者　室野　良美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４７６号
兵庫県高砂市米田町島88番地の１
債務者　黒葛原　猛
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４７７号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目６番地県住12―106
債務者　中岡　勝利
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４８２号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒402番地３　クリーンピア姫路飾磨407号
債務者　豊田　律子（旧姓定行）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５３７号
兵庫県姫路市安富町長野388番地９　アピアＹＡＳＵＴＯＭＩ―902号
債務者　山口　幸夫
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５３８号
兵庫県姫路市安富町長野388番地９　アピアＹＡＳＵＴＯＭＩ―902号
債務者　山口千代美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５５３号
兵庫県赤穂市中広1576番地の108
債務者　引本　正代
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０４２号
広島市安佐北区三入７丁目30番５号
債務者　白坂　辰之
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４８号
広島市西区己斐上４丁目10番13号
債務者　多賀　眞弓
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２号
香川県丸亀市川西町北1685番地１　萬象園
債務者　武田　仁宏
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第９４号
香川県坂出市谷町１丁目10番10号
債務者　水落　啓二（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第９６号
香川県丸亀市飯野町西分甲５番地10
債務者　大東　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５５４号
北九州市若松区二島３丁目２番37―222号
債務者　坂田　和昭
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７４９号
北九州市戸畑区浅生２丁目４番20―1002号
債務者　工藤　英雄
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７６６号
北九州市八幡西区楠橋西１丁目２番21号
債務者　山内　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部